

Press Release

平成31年4月11日

(照会先)

コンプライアンス部

コンプライアンスグループ長 岩井 清和

参事役 鈴木 一弘

(電話直通 03-5344-1112)

経営企画部広報室長 山田 勝

(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

職員の制裁について

日本年金機構は、本日付で、下記職員を制裁処分といたしました。

当該職員は、世田谷年金事務所長在任中、勤務時間中も含め、私的なSNS(ツイッター)アカウントにおいて不適切な投稿を繰り返していました。

※ 当該職員による機構が保有する個人情報の不正利用・流出及び不適切な事務処理は認められませんでした。

このような事態が生じたことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今般の不祥事を重く受け止め、全職員に対して、綱紀肅正の注意喚起を行うとともに、研修等の取り組みを通じて再発防止の徹底を図り、職員の規範意識の向上に努めてまいります。

1 被処分者

機構本部人事部付(前世田谷年金事務所長) 50代 男性

2 制裁内容

停職2月

※ なお、停職期間経過後の復職時において、人事上の措置として降格を行うこととしている。

以 上